

令和 6 年 12 月以降 提出書類と認定要件について

1. 提出書類について

これまではコロナ禍における運用の緩和で、「申請書」と「売上高の減少が分かる書類」の 2 点を提出いただいておりますが、令和 6 年 12 月以降は上記 2 点に加え「法人（個人）の实在が確認できる書類」と「委任状（金融機関等が代理で申請する場合）」の提出が必要となります。

【必要書類一覧】

- (1) 申請書
 - (2) 法人（個人）の实在が確認できる書類 ※ 1
 - (3) 売上高の減少が確認できる書類
 - (4) （金融機関等が代理で申請する場合）委任状
 - (5) （創業者の場合）法人：法人謄本（履歴事項全部証明書） 等
個人：開業届、許認可証 等
 - (6) （利益率要件の場合）試算表 （※税理士等の押印があるもの）
- このほか、追加書類の提出をお願いする場合がございます。

※ 1 法人（個人）の实在が確認できる書類（例）

（あくまでも一例です。事業所所在地が確認できる書類であれば認められます。）

【法人の場合】

- ① 直近の法人税の確定申告書、法人謄本（履歴事項全部証明書）、法人抄本（現在事項全部証明書） 等 （コピー可）
- ② 以下のような資料等のうち、2 種以上から確認できる場合
 - ・ 事業活動上不可欠な支出に係る証明関係（賃貸契約書、公共料金支払い領収書 等）
 - ・ 出店証明や営業許認可証（飲食店営業許可、オンラインショッピングや食ベログ等公開情報で事業活動を行っていることが確認できる URL 等）

【個人の場合】

- ① 直近の確定申告書
- ② ①に代替する資料（開業届、許認可証 等）

2. 認定要件について

◎4 号認定

【通常】（様式第 4-①）

指定された災害等が発生した後の最近 1 カ月の売上高が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつその後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

【創業者等】災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合（様式第 4-②）

最近 1 か月の売上高が災害等が発生する直前の 3 か月間の月平均売上高に比して 20%以上減少しており、かつその後 2 か月を含む 3 か月間の売上高が災害等が発生する直前の 3 か月間の売上高に比して 20%以上減少することが見込まれること。

【創業者等】災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合（様式第 4-③）

最近 1 か月の売上高が災害等が発生した直後の 3 か月間の月平均売上高に比して 20%以上減少しており、かつその後 2 か月を含む 3 か月間の売上高が災害等が発生した直後の 3 か月間の売上高に比して 20%以上減少することが見込まれること。

◎5 号認定

- ・これまで兼業状況に応じて認定要件が 3 種類に分かれていましたが、2 種類に変更されました。
- ・利益率要件が追加されました。

（1）売上高要件

【通常】

- ・指定業種に属する事業のみを営んでいる場合（様式第 5-(イ)-①）
最近 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 5%以上減少していること。
- ・指定業種と非指定業種を営んでいる場合（様式第 5-(イ)-②）
最近 3 か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の 5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 3 か月の売上高が前年同期に比して 5%以上減少していること。

【創業者】

- ・ 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合（様式第 5-(イ)-③）
最近 1 か月の売上高がその直前の 3 か月の月平均売上高に比して 5%以上減少していること。
- ・ 指定業種と非指定業種を営んでいる場合（様式第 5-(イ)-④）
最近 1 か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の 5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 1 か月の売上高がその直前の 3 か月の月平均売上高に比して 5%以上減少していること。

（２）原油高要件

- ・ 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合（様式第 5-(ロ)-①）
 - (1)最近 1 か月の売上原価のうち原油等の仕入れ額が 20%以上を占めていること
 - (2)最近 1 か月の原油等仕入れ単価が前年同月に比して 20%以上上昇していること
 - (3)最近 3 か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期に比して上回っていること。
- ・ 指定業種と非指定業種を営んでいる場合（様式第 5-(ロ)-②）
最近 1 か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の 20%以上を占めており、かつ
 - (1)中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 1 か月の売上原価のうち原油等の仕入れ額が 20%以上を占めていること
 - (2)指定事業の最近 1 か月の原油等仕入れ単価が前年同月に比して 20%以上上昇していること
 - (3)中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 3 か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期に比して上回っていること。

（３）利益率要件

- ・ 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合（様式第 5-(ハ)-①）
最近 3 か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して 20%以上減少していること。
- ・ 指定業種と非指定業種を営んでいる場合（様式第 5-(ハ)-②）
指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近 3 か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の 5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 3 か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して 20%以上減少していること。